

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 40 年 3 月までの期間、44 年 10 月及び同年 11 月並びに同年 12 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 44 年 10 月及び同年 11 月
③ 昭和 44 年 12 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 40 年当時、A 市の国民年金係で未加入者の加入促進や滞納者の一括納付等の仕事に携わっていた。当時の身分は臨時職員のため、45 年 4 月に本採用になるまで、私の国民年金保険料は母親が納付してくれていたはずである。申立期間①及び③が納付した記録になっていないのに納得がいけない。

また、申立期間②の 2 か月分の国民年金保険料は還付された記録になっているが、還付された記憶は無く、納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする申立人の母親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60 歳到達時まで国民年金保険料を完納している上、申立人の国民年金加入期間についても、申立期間を除き未納は無いことから、申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる。

申立期間①については、申立期間は 11 か月と比較的短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 12 月に払い出されていることから、申立期間①の保険料は現年度納付が可能であるところ、申立人の母親についても当該期間の国民年金保険料を納付していることを考慮すると、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然であ

る。

申立期間②については、申立人が、昭和44年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付したことは、社会保険庁の特殊台帳及びA市保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録から確認できる一方、当該被保険者名簿から、申立人が共済組合に加入したことにより、国民年金の被保険者資格喪失日を「昭和44年10月1日」と訂正された上で、45年8月21日に申立期間②の国民年金保険料が還付されたことが確認できる。

しかしながら、申立人が実際に共済組合に加入したのは昭和45年4月からであることが確認できることから、申立期間②は、他の被用者年金に加入しておらず、事実と異なる国民年金の被保険者資格取得日の変更手続により、還付処理が行われたものと考えられる。

申立期間③については、申立期間②に係る国民年金保険料の還付処理は昭和45年8月21日になされており、当該還付処理は同年4月以降の申立人の共済組合への加入を契機に行われたものと推認され、44年10月1日を被保険者資格喪失日とした誤った訂正処理についても、上記還付時期と同時期に行われたものと考えられることから、申立期間③についても現年度納付書が発行された可能性は否定できず、申立人の母親の納付意識の高さを考慮すると、申立期間③の国民年金保険料を引き続き納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、父親が国民年金制度発足当初から昭和 41 年 3 月まで納付してくれていた。

昭和 39 年ごろには結婚生活に入り、戸籍や住民票の異動については義父が行ったため手続時期は不明であるが、国民年金保険料は、41 年 3 月までは実家のある A 町で父親が納付してくれていたはずである。父親から、「国民年金はこれから自分で納めていきなさい。」と言われたため、昭和 41 年 4 月からは B 町の納付組合で納めてきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、戸籍の附票から、申立人は昭和 40 年 5 月 21 日に B 町に住民登録されているものの、B 町保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和 40 年度の国民年金保険料は A 町、及び 41 年度以降の国民年金保険料は B 町でそれぞれ納付されていることが確認でき、申立人の「41 年 3 月までは父親が実家の A 町で納付してくれた。41 年 4 月からは B 町で自分が納付した。」との主張は信憑性^{しんぴようせい}があり、申立期間の保険料についても実家の父親が A 町で納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から38年3月まで
② 昭和38年7月から同年9月まで
③ 昭和49年11月及び同年12月

私は、昭和33年12月からA市の洋服店に住み込みで働いていた。20歳になったころ、国民年金に加入し、地区の婦人会で納付を始めたはずなのに、申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

また、申立期間③については、国民年金の領収書が見つかったため、社会保険事務所に持って行ったところ、重複納付の2か月分は還付されていると言われたが、還付を受けた記憶はないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和37年5月ごろに国民年金に加入して、国民年金保険料を地区の婦人会で納付した旨を主張しているところ、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、40年5月に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①は既に時効により保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③について、申立人は国民年金保険料の還付を受けた記憶が無いと主張しているところ、申立人の特殊台帳の備考欄には、還付金額や還付決定日が明確に記載されており、記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立期間②前後の国民年金保険料は過年度納付されていることが推認でき、あえて申立期間

②のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から同年 9 月までの期間については国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年2月5日に、C社D出張所における資格取得日に係る記録を32年8月10日に、C社E出張所における資格喪失日に係る記録を39年4月1日に、C社における資格取得日に係る記録を39年4月30日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円、申立期間②の標準報酬月額を1万6,000円、申立期間③の標準報酬月額を3万3,000円及び申立期間④の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①、②及び④に係る事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。また、申立期間③に係る事業主は、申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月5日から同年4月1日まで
② 昭和32年8月10日から同年9月1日まで
③ 昭和39年3月31日から同年4月1日まで
④ 昭和39年4月30日から同年5月8日まで

A社は、会社の名称変更や吸収合併などにより、C社、F社となったが、同一の会社であり、私は、転勤は幾度もあったが、これら一連の会社でずっと勤務していたのに、申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述、元同僚の証言及び申立人が所持する辞令及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間①については、A社B

支店において（昭和29年2月5日にA社G出張所からA社B支店に異動）、申立期間②については、C社（A社は、C社に名称変更）D出張所において（昭和32年8月10日にA社H出張所からC社D出張所に異動）、申立期間③については、C社E出張所において（昭和39年4月1日にC社E出張所からC社I営業所へ異動）、申立期間④については、C社において（昭和39年4月30日にC社I営業所からC社本社へ異動）、継続して勤務し、申立期間①、②、③及び④に係るそれぞれの事業主により当該期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②、③及び④の標準報酬月額については、昭和29年4月、32年9月、39年2月及び同年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録から、申立期間①は8,000円、申立期間②は1万6,000円、申立期間③は3万3,000円及び申立期間④は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①、②及び④の事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、F社（F社は、C社を合併）は、合併時にC社の関連資料の引継ぎを行っておらず、不明と回答している上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、申立期間①、②及び④について、政府の当該期間に係る当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、それぞれの事業主から申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③において、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和39年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を誤って資格喪失日として届け、その結果社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成7年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成7年7月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年5月から7年4月1日まで
② 平成7年7月21日から10年8月1日まで

私は、平成6年5月ごろA社に入社し、14年に倒産するまで同社に継続して勤務していた。

申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者期間の記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成7年3月分及び同年7月分の給与明細書及び元同僚の証言から、申立人が、A社において同年3月1日から同年8月1日まで勤務し、申立期間①のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間(3月分)及び申立期間②のうち、同年7月21日から同年8月1日までの期間(7月分)に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、平成7年3月当時、A社は、社会保険事務所の記録によると、適用事業所としての記録は無いものの、同社の商業登記簿謄本及び元同僚の証言により、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①のうち、平成7年3月1日から同年4月1日までの期間については、A社は適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、同年7月21日から同年8月1日までの期間について、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に廃業しており関連資料が無く不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、申立人は、平成6年5月から7年2月末までの期間についても継続して勤務していたと主張しているところ、申立人が7年1月分の給与明細書を所持していることから、同月から勤務していたことは確認できるものの、同月以前に勤務していたことをうかがわせる関連資料及び供述等は無い。

また、申立人が所持する平成7年1月分の給与明細書によると、「健康保険料」欄及び「厚生年金」欄には、他の名目が手書きで記入されており、控除額も他の月の保険料控除額と一致していないことが確認できる。

さらに、申立期間②のうち、申立人は、平成7年8月1日から10年8月1日までの期間についても継続して勤務したと主張しているところ、元同僚に照会した結果、「私はA社に5年ほど勤務し、その間、申立人とは一緒に勤務した。」との証言は得られたものの、元事業主は、「当時の事務担当者から、『申立人が給料の手取り額が多い方がよいと希望したので保険料を引かない対応をしていた。』と聞いた記憶がある。」と証言している上、申立人は、同年8月以降の給与明細書を所持しておらず、元事務担当者の連絡先も不明であるなど、ほかに、当該期間に係る保険料を控除されていたか否かについての証言を得ることができない。

加えて、申立人は、平成7年8月8日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間③のうち、平成3年9月を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成3年9月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月1日から56年7月1日まで
② 昭和57年2月15日から58年3月22日まで
③ 昭和63年3月20日から平成4年1月8日まで

申立期間①、②及び③について、支給された給与からすれば、標準報酬月額がこんなに低いはずはない。申立期間①は18万円ぐらい、申立期間②は20万円ぐらい、申立期間③は24万円ぐらい、それぞれもらっていたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改訂又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。したがって、申立人の標準報酬月額については、平成3年9月分の給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間③のうち、平成3年9月は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は関連資料が無く不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所

に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人が所持する給与明細書（平成3年9月分を除く）において、申立人は、その主張する報酬を得ていたことが認められることから、当該支給総額に基づく標準報酬月額に訂正すべきであると主張しているが、厚生年金保険法第75条では、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づき保険給付は行わないとしていることから、仮に当該給与明細書の支給総額に基づき標準報酬月額の変更の記録を行ったとしても保険給付には反映されない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年12月8日から35年3月31日までの期間及び同年12月12日から36年5月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年12月8日、資格喪失日に係る記録を35年3月31日に、また、資格取得日に係る記録を同年12月12日、資格喪失日に係る記録を36年5月4日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月1日から37年6月1日まで

私は、申立期間において、A社で季節工や正社員として勤務していた。

元同僚には厚生年金保険の加入記録が確認できるのに、私には確認できず納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び申立人が所持する写真並びに複数の元同僚の証言から、申立人が、申立期間のうち、昭和34年12月8日から35年3月30日までの期間及び同年12月12日から36年5月3日までの期間について、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶する申立人と同職種の元同僚のうち、3人にはA社における昭和34年12月8日から35年3月31日までの期間に係る厚生年金保険被保険者の記録が確認できる上、当該元同僚は、「申立人及び申立人が記憶する元同僚と私は、昭和34年秋ごろに季節労働者として一緒にA社に入社し、雇用期間が35年3月末だったので一旦退職したが、この間、季節労働者であった私にも厚生年金保険の加入記録があるので、申立人も厚生年金保険に加入していたはずである。」、「申立人は、昭和34年12月から35年3月末までA社に

勤務していた記憶がある。私は、申立人と同職種の季節労働者であったが、厚生年金保険の加入記録があるので、申立人も厚生年金保険に加入しているはずである。私も雇用期間が35年3月末だったので一旦退職した。」と、それぞれ証言している。

さらに、当該元同僚は、「申立人とは再度、昭和35年12月から季節労働者として一緒に勤務した。季節労働者は36年5月までの雇用期間であったことから、その時に申立人も含め全員退職したと思う。私は本採用となったので、継続して勤務した。」と、それぞれ証言している上、昭和35年12月からA社における厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元同僚に照会した結果、「申立人と同じ補充棟で勤務した。季節労働者はみな一緒に退職した。」「季節労働者は一斉に辞めさせられた。退職の際に送別会をした記憶がある。」と、それぞれ証言しているところ、当該元同僚は、昭和36年5月4日から同月9日までの間に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて複数の元同僚が証言した昭和34年12月8日から35年3月31日までの期間及び同年12月12日から36年5月4日までの期間における従業員数と社会保険事務所の記録から確認できる厚生年金保険被保険者数はほぼ一致することから、当時、A社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和34年12月8日から35年3月31日までの期間及び同年12月12日から36年5月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、申立人と同年齢で同職種の元同僚の標準報酬月額が1万円であることから、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は全喪しており、関連資料は無く保険料を納付したか否かについては不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年12月から35年2月までの期間及び同年12月から36年4月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、昭和34年12月12日から35年3月31日までの期間及び同年12月12日から36年5月4日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分国民年金 事案 593 (事案 286 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 52 年 3 月まで

私の母親は毎月、地区の婦人会の人にお金を渡していたので国民年金保険料を納付していないはずはない。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

役場と町議会議員と建設業者が加担して、公共工事に関して不正行為を行っており、この不正行為の中で自分が納付した国民年金保険料が無くなったと推測する。よく調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明であるほか、昭和 52 年 10 月ごろに払い出された申立人の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情及び申立期間が過年度納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 13 日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「役場と町議会議員と建設業者が加担して、公共工事に関して不正行為を行っており、この不正行為の中で自分が納付した国民年金保険料が無くなったと思う。」と主張しているところ、当委員会の調査において申立人の主張するような事実関係は確認できず、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決

定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできないとともに、10年3月から11年3月までの国民年金保険料についても納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から8年3月まで
② 平成10年3月から11年3月まで

私の国民年金の加入手続は、大学時代には住民票を異動せず父親が行った上、申立期間①については、大学在学中につき父親が申請免除手続を行い、承認されたはずだ。

また、申立期間②については、私が国民年金保険料を納付していた。

申立期間①が申請免除期間及び申立期間②が保険料納付済み期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金保険料を免除していたことを示す関連資料が無い上、申立人は、「大学在学中は、父親がA市で国民年金保険料の申請免除手続をしてくれたはずである。」と主張しているところ、申立期間①当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金に加入していた形跡は無いことから、申立期間①は国民年金の未加入期間であることが確認できる上、申立人の父親からも申立内容を裏付けるような申請免除手続に関する証言は得られなかった。

また、申立期間②について、申立人は、「申立期間②の国民年金保険料は私が納付した。」と主張しているところ、申立人の国民年金に係る加入手続及び保険料の納付状況等についての記憶は明確でない上、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間②は国民年金の未加入期間であることが確認できることから、申立人に納付書が発行されたとは考え難く、保険料の納付

は出来なかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできないとともに、申立期間②の国民年金保険料についても納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 25 日から 42 年 3 月 1 日まで
② 昭和 57 年 12 月 26 日から 59 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 61 年 7 月 1 日から 62 年 1 月 31 日まで

私は、申立期間①については、A社において日給月給のクレーンの運転手として、申立期間②及び③については、B社において運転手として、それぞれ勤務していたのに、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務内容に係る具体的な供述から、申立人が、申立期間①当時、A社において勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も居所不明であり、当時の関連資料は無い上、当時、同社において勤務していた元従業員から聴取したものの、申立人のことを覚えておらず、申立人の勤務状況等に係る証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人及び申立人が記憶する複数の元同僚の氏名を確認することができない上、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無い。

申立期間②については、申立人の勤務内容に係る供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間②当時、B社（現在、C社）において勤務していたことが推認され、また、申立期間③については、申立人の勤務内容に係る供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間③において、同社に再入社し勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社の事業主に照会した結果、「私の夫が当時の事業主だったが、既に死亡している上、当時の関連資料は無いことから、詳細は不明であるものの、申立期間当時、厚生年金保険に加入させないアルバイトの運転手や正社員の運転手であっても厚生年金保険に加入しない者もいたように思う。申立人は当社にいたとの記憶はあるが、申立人が厚生年金保険に加入していたか否か、及び勤務期間などは分からない。」と証言している。

また、複数の元同僚に照会した結果、「申立人がB社で勤務していた記憶はある。当時、同社には、厚生年金保険に加入させないアルバイトの運転手がいた。また、正社員の運転手でも厚生年金保険には加入しない者も多数いたことから、申立人も厚生年金保険に加入していなかったと思う。」、「私は、最初、B社に半年程度勤務した間は、厚生年金保険に加入していたが、昭和59年11月から63年1月までアルバイト契約で勤務した期間については厚生年金保険に加入していない。申立人は、アルバイトの運転手として勤務しており、厚生年金保険に加入していなかった。」と、それぞれ証言していることから、申立人は、申立期間②及び③において、厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立期間②については、雇用保険の記録から、昭和57年12月25日に前事業所の離職に係る求職者給付が確認でき、申立期間③については、61年8月から国民健康保険に加入していることが認められる上、申立期間②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月1日から28年11月15日まで
② 昭和30年10月5日から31年12月まで

私は、申立期間①及び②においてA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述から、申立人が、申立期間①及び②当時、A社（現在、B社）に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間当時のC支店の給与事務担当者に照会した結果、「当時、当社のC支店やDの工場に日雇いの従業員は多数いた。日雇いの従業員については、金券で給与を支給していたが、厚生年金保険には加入させていなかった。また、給与計算は各支店でそれぞれ行っていたが、日雇いの従業員については、当社の各支店でも同じ対応をしていたと思う。」と証言している。

また、申立人は、「申立期間当時、日雇いとして勤務し、給与は、日当で金券が支給されていた。」と述べているところ、申立期間当時の複数の元同僚に照会した結果、「日雇いの従業員の給与は金券で支払われており、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」とそれぞれ証言していることから、申立人の雇用形態は日雇いの従業員であったと推認される。

さらに、申立期間当時の元同僚は、申立人に係る記憶が無く、勤務期間等を確認することができない上、B社に照会した結果、「申立期間当時の保険料控除等に関する関連資料は既に廃棄しており不明。」と回答している。

加えて、申立人は、「印紙のようなものを手帳に添付していた記憶がある。」と述べているところ、印紙をもってする歳入金納付に関する法律（昭和23年

法律第 142 号) によると、当時、健康保険印紙はあるが、厚生年金保険料の納入において証紙や印紙を使用することとはなっていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 318

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで

私は、A社B支店を退職する際、脱退手当金をもらった覚えは無い。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る被保険者名簿により、昭和 34 年及び 35 年に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる女性 33 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、30 人に資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年12月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いとの主張以外に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年ごろから 48 年 11 月まで
② 昭和 63 年 1 月から平成元年 2 月まで

私は、申立期間①については、A社において、申立期間②については、B社において、それぞれ働いていたのに、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社において勤務していたと主張しているところ、勤務期間に係る記憶は定かではなく、元同僚の記憶は無いと述べている。

また、A社に照会した結果、「申立期間当時の関連資料は無く、申立人の勤務状況等は確認することができない。」と回答している。

さらに、申立期間①当時に、A社に勤務していた複数の従業員に申立人の勤務状況等を確認したところ、申立人についての記憶が無いとしており、申立人の当該期間の勤務実態を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと主張しているところ、勤務期間に係る記憶は定かではなく、元同僚の記憶は無いと述べている。

また、B社に照会した結果、「申立人が正社員として勤務していた記録は無く、正社員でなければ厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立期間②当時に、B社に勤務していた複数の従業員に申立人の勤務状況を確認したところ、申立人についての記憶が無いとしており、当該期間

の勤務実態を確認することができない。

加えて、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間②のうち、昭和 63 年 7 月 31 日から同年 10 月 9 日までは、他の事業所に勤務していたことが確認できるものの、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、同年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。